

令和 2 年 5 月吉日
改正 令和 4 年 8 月 5 日

ご利用関係者各位

SUSA（一社）静岡県無人機安全協会

天竜川ミズベリングドローンフィールドの利用についてのご案内

※注意

飛行条件等で以下の許可・承諾、届出が必要になった場合は必ず手続きを済ませたうえで利用してください。

DIPS 無人航空機飛行許可申請

<https://www.dips.mlit.go.jp/portal/>

FISS ドローン情報基盤システム（飛行情報共有機能）

<https://www.fiss.mlit.go.jp/top>

天竜川ミズベリングドローンフィールド運用規程

第 1 章 一般

1-1 目的

この規程は、天竜川ミズベリングドローンフィールドでの運用の具体的な内容を規定し、安全かつ円滑な無人航空機の運航やそれに関連する活動の遂行に加え、安全、騒音等、近隣への迷惑防止を図ることを目的とする。

1-2 利用の目的

天竜川ミズベリングドローンフィールドは無人移動体の向上に係る教育訓練と、研究開発、試験、実証実験、評価、検証を支援するフィールドであり、基本的に目的外使用はできない。

1-3 適用

この規程は、天竜川ミズベリングドローンフィールドを利用するすべての行動について規定する。ただし、我々は、日本国内に居住する者として、各種国内法規を遵守すべき立場にあるので、当該規定では、天竜川ミズベリングドローンフィールドに限られた規定をまとめたものとする。国内法規と相反する規定がある場合には、法規が優先する。

1-4 管理および運営

本規程の管理及び改編は、天竜川ミズベリングドローンフィールドの運営管理者 一般社団法人静岡県無人機安全協会（以下 運営管理者）が行い、利用者に周知徹底させなければならない。但し、利用申込手続きを行った法人に限る。

1-5 定義

● 天竜川ミズベリングドローンフィールド

河川管理者：国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所

河川占有者：浜松市

維持管理者：特定非営利活動法人水辺の里まちづくりの会

ドローン利用運営管理者：一般社団法人 静岡県無人機安全協会

- 利用者

天竜川ミズベリングドローンフィールドで飛行を行うすべての人及び機材をいう。

- 操縦者

無人航空機を飛行させる者を操縦者という。

- 保安員（安全管理者を兼ねる事も可能）

無人航空機が飛行する範囲に第三者の立ち入りが無い事の確認、注意を促すものを保安員という。

- 安全管理者

関係者が、当該無人航空機を飛行させる行為、及び作業の管理責任を負う者を安全管理者という。

- 法令

この規程でいう法令とは、航空法、小型無人機等飛行禁止法、道路交通法、民法、電波法、都道府県、市町村条例を法令とし、天竜川ミズベリングドローンフィールドの利用者すべてが、遵守する義務を負う。

第2章 運行

2-1 運行管理の基本方針

飛行の最終責任は安全管理者にある。

2-2 飛行予約受付

1. 予約は運営管理者へメールにて行う。
2. 受付は飛行予定月の3か月前からとし、原則7日前までに行うものとする。

2-3 飛行予約のキャンセル

1. キャンセルは原則前日の午後 1時までに運営管理者へ電話とメールで伝える。
2. 当日キャンセルの場合は午前 8 時 30 分以降に運営管理者へ電話とメールで伝える。

2-4 フライト時間（飛行場開設時間）

原則 月曜日～金曜日（土日、祝日を除く）

9:00～21:00（片付け終了までの時間を含む）

2-5 料金

会員	¥10,000/1日（9:00～17:00）	一般	¥30,000/1日（9:00～17:00）
午前	¥5,000（9:00～12:30）	午前	¥15,000（9:00～12:30）
午後	¥5,000（13:00～17:00）	午後	¥15,000（13:00～17:00）
夜間	¥5,000（17:30～20:00）	夜間	¥15,000（17:30～20:00）

（但し、会員が有益事業で使用する場合の利用料金は一般料金の40%割引）

2-6 飛行空域

飛行エリアは図1の範囲とする。「詳細の飛行エリアについて運営管理者へ確認をすること。」

図1 (提供：地理院地図)



2-7 飛行高度

飛行対地高度は原則 100m以下とする。101m以上の高度を飛行させる場合、事前に協議を要する。

2-8 気象条件等

1. 気象による飛行の判断は利用者が行う。ただし、安全な飛行が困難な雷等の気象条件が予測された場合は、速やかに飛行を中止する。
2. 安全な飛行が困難な気象条件とは、地上1.5m付近の風速が 5m/s 以上、雨の飛行は基本中止とする。
3. 水防団待機水位に到達した場合は、速やかに飛行を中止し、待避すること。水位の確認は、5-2の2参照。

2-9 その他

1. 有人機の接近を感知した場合には、速やかに機体を10m以下の高度で待機、若しくは地上に一時着陸させること。
2. 飛行は安全管理者、操縦者、保安員の最低2名以上を基本とする。
3. 飛行は原則 1機ずつとするが、状況に応じて運営管理者の許可に基づき飛行を可能とする。
4. 操縦者は疲労時や飲酒時での操縦は禁止する。
5. フィールド内の利用者、入場者は 18 歳以上とする。ただし、教育目的の児童・生徒等の見学に供する場合はこの限りではない。

6. 万が一、アクシデントがあった場合は航空局へ必ず通報すること。

第3章 機体及び周辺機器

天竜川ミズベリングドローンフィールドで飛行する航空機及び周辺機器の要件

1. 天竜川ミズベリングドローンフィールドで飛行する機体及び周辺機器は電波法令、その他関連法規の規定を満足していなければならない。
2. 天竜川ミズベリングドローンフィールドで飛行する機体はすべて、適切な額（1億円以上）の第三者損害賠償保険に加入していること。

第4章 安全対策及び環境対策

4-1 安全対策

1. 機体は自動帰還機能が装備されていなければならない。
2. 飛行中は利用者すべてヘルメットを着用しなければならない。
3. 安全管理者、操縦者、誘導員との間で、飛行時には、常に連絡が取れる体制でなければならない。
4. グラウンド内の車の乗り入れは禁止します。
5. 一般利用者が進入した場合、飛行の待機、又は中止する。

4-2 環境対策

1. フィールド内の地形や植生を荒らさないよう充分注意すること。
2. 天竜川ミズベリングドローンフィールド敷地内は原則禁煙とし、喫煙する場合は運営管理者が指定する場所において行うものとする。

第5章 緊急対策

5-1 一般

緊急事態が発生した場合の処置は、安全管理者及び運営管理者が主体的に処理することを原則とし、その他の者は可能な限り協力するものとする。緊急事態が発生した場合、関係者は柔軟かつ敏速に対応するものとする。

1. すべての対応は、人命の救助、救急を第一とする。
2. 関係者は情報の収集に努め、収集した情報は、適切な場所に集約し、何時でも照会に対応出来るようにしておくこと。
3. 出水時の避難について別紙（様式第4号）〈出水時の施設撤去〉参照

5-2 情報の管理

1. 緊急事態が生じると、急速に各方面との連絡要件が生じる。利用の際、関係部署、関係団体の連絡先は『第7章 緊急連絡網』を必ず持参し、利用者が何時でも閲覧できるようにしておくこと。
2. 天竜川の増水に関する情報は別紙（様式第4号）〈出水時の施設撤去〉参照

第 6 章 罰則

運営管理者は、利用者について必要と認められるときは、下記を含む罰則を科することができる。

1. 利用停止（期限付き）
2. 利用禁止

第 7 章 緊急連絡網の周知徹底

＜出水時の施設撤去＞

大雨や台風など、水位上昇のおそれがある際（出水時）には、設置物を川の外に速やかに退避させ、退避することが重要です。各社会実験実施箇所の最寄りの水位観測所の水位を確認し、施設撤去及び退避にかかる時間をあらかじめ確認しましょう。

水位情報は、国土交通省「川の防災情報」HP で確認できます。水防団待機水位（**緑色**）に到達した場合、速やかな退避が必要です。降雨時はこまめに以下の 2 次元コードで最寄りの水位観測所の水位を確認しましょう。

※「川の防災情報」HP より



それぞれの社会実験実施箇所に応じて、水位や施設撤去・退避にかかる時間を確認下さい。

■社会実験実施箇所： _____（記入ください）

○社会実験実施箇所：「河口」及び「河輪地区水辺の楽校」

⇒最寄りの「掛塚水位観測所」の水位を、右記 2 次元コードで確認しましょう。

⇒「掛塚水位観測所」の水防団待機水位に到達後、高水敷に水が到達するまで約 1.5 時間かかります。それまでに必ず、施設の撤去及び退避を完了させてください。



※「川の防災情報」HP より
掛塚水位観測所の水位

○社会実験実施箇所：「天竜川緑地」

⇒最寄りの「中ノ町水位観測所」の水位を、右記 2 次元コードで確認しましょう。

⇒「中ノ町水位観測所」の水防団待機水位に到達後、高水敷に水が到達するまで約 2.5 時間かかります。それまでに必ず、施設の撤去及び退避を完了させてください。



※「川の防災情報」HP より
中ノ町観測所の水位

※「河口」及び「河輪地区水辺の楽校」で約 1.5 時間以上、「天竜川緑地」で約 2.5 時間以上施設の撤去及び退避に時間を要する場合、施設撤去計画を別途検討の上、資料を提出すること